

議 事 録

1 日時

令和8年3月27日（金）

午後1時30分～午後2時20分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 波床 昌則

委員 石元 和代

委員 村上 凡子

【事務局職員】

教育局長	奥山 由佳	教育学習部長	田村 匡崇
学校教育部長	前北 博文	教育政策課長	宗 浩二
教育施設課長	北野 剛也	生涯学習課長	末吉 栄作
青少年課長	井邊 成郎	読書活動推進課長	權藤 裕子
学校教育課長	西谷 宣昭	教育研究所長	竹内 圭
給食管理課長	田中 俊充	学校支援課副課長	戸田 慎司
教育政策課総務政策班長	辻 美紀		

【関係職員】

学校教育課専門教育監補	宮本 達章	教育政策課職員班長	清水 宏司
-------------	-------	-----------	-------

4 開会宣示

阿形教育長が開会を宣示。

5 署名委員指名

署名委員に村上委員を指名。

6 報告及び議案

阿形教育長

本日は報告が1件、議案が6議案となっています。

議案第５６号については会議規則第５条第１号に当たるものとして、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、議案第５６号について秘密会とします。

報告第２３号 ２月定例市議会について

阿形教育長

それではまず初めに報告第２３号「２月定例市議会について」の説明をお願いします。

田村教育学習部課長

それでは、報告第２３号、２月定例市議会について、概要を報告させていただきます。

市議会２月定例会は、令和８年２月１９日（木）から３月１３日（金）まで、会期２３日間で開かれました。２月１９日に補正の質疑が行われ、３月２日に代表質問、３月３日から４日までの２日間で一般質問及び当初の質疑が行われました。補正の質疑で１名、代表質問で６名、一般質問で４名、当初の質疑で１名の議員が質問されました。補正の質疑では、教育委員会に対し、「コミュニティセンター建設の予算計上について」の質問がありました。代表質問では３名の議員から教育委員会に対し、「少子化対策と子育て支援について」、「教育行政について」、「人事行政」、一般質問では、１名の議員から教育委員会に対し「小１の壁について」がありました。当初の質疑では、「学校司書配置による学校図書館の利用促進について」に関する質問がありました。質問の要旨並びに市長、教育長及び教育局長の答弁については、前もって資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

また、経済文教委員会の教育委員会の審査は、２月２０日（金）と３月１０日（火）に行われました。２月２０日の審査では、令和７年度和歌山市一般会計補正予算（第１０号）、同補正予算（第１１号）、同補正予算（第１２号）、同補正予算（第１３号）と同補正予算（第１４号）についてご審議いただきました。

一般会計補正予算（第１０号）での補正の主なものは、大阪・関西万博への参加者が当初の見込みより少なかったことによる大阪・関西万博教育旅行参加支援事業の減額補正、中学校給食において使用する給食用器具の仕様を変更したことによる給食用器具費の減額補正、学校夜間照明改修及び撤去工事の事業費決定による減額補正などです。地方債の主な補正は、小学校施設解体撤去事業、高等学校施設整備事業、体育施設整備事業の減額補正に係る市債の減額です。

一般会計補正予算（第１１号）は、国補正に伴うもので、増額補正の主なものは、市立幼稚園に通う子供の保護者に対する物価高騰対応給食費支援金、第６ブロックに建設予定のコミュニティセンターにかかる実施設計に要する調査設計委託料です。地方債の補正は、コミュニティセンター建設事業の増額補正にかかる市債の追加です。

一般会計補正予算（第１２号）は、繰越明許費で、繰越しする事業の内容は、物価高騰対応給食費支援金、安原小学校吉原分校解体撤去事業、コミュニティセンターにかかる実施設計に要する調査設計委託料等を繰り越すものです。

一般会計補正予算（第１３号）は、国補正に伴うもので、増額補正の主なものは、小学校３校、中学校２校の予防改修工事、小学校７校の外壁改修工事、小学校２３校の屋内運動場空調整備工事などに要する増額です。地方債の補正は、幼稚園、小学校及び中学校の施設整備事業などの増額補正に係る市債の増額です。

一般会計補正予算（第１４号）は、繰越明許費で、繰越する事業の主な内容は、小学校２３校における空調設備設置工事に係る整備工事請負費などを繰り越すものです。

次に、３月１０日の審査では、令和８年度和歌山市一般会計予算についてご審議いただきました。教育委員会関連の令和８年度当初予算における主な内容は、市立学校の適正規模化について、外部の専門的な意見の聴取を行いながら、新たな方針の見直しを進める学校適正規模適正配置調査事業、専門的な知識を持つ学校司書を増員し、全ての学校を巡回することで、児童生徒が読書活動への意欲を高め、学校図書館を積極的に利用できる学習環境の充実を図る学校図書館充実事業、一人ひとりの理解度に合わせた学習や、友達と意見を交わす活動をよりスムーズに行える環境を整え、子供たちが自ら考え、深く学ぶ力を育むため、令和２年度に導入した児童・生徒用の一人一台端末（ＧＩＧＡ端末）の更新を行うＧＩＧＡ端末更新事業、不登校児童生徒が安心して学びを継続できる場となるよう、校内教育支援センターに専任の支援員を配置し、自分の学級に入りづらい児童生徒の支援を行う不登校児童・生徒の学校復帰支援事業、全国高等学校総合体育大会のバドミントン競技・相撲競技・柔道競技を本市で開催し、同時に本市の魅力を市内外に発信するため、インターハイの運営に対し補助金を交付する全国高等学校総合体育大会補助金交付事業、令和８年４月から全員給食の開始とともに、子育て世帯への経済的支援のため給食費を無償化する中学校給食費無償化事業、中学校全員給食を実施するための中学校給食センターを稼働し、成長期にある全ての生徒に栄養バランスのとれた安心安全な給食を提供するための給食センター管理運営事業です。債務負担行為については、令和９年度から令和２２年度までの期間で、中学校給食センターの維持管理運営に対する物価変動による委託料増額のため債務負担行為を設定するものです。地方債については、児童生徒用タブレット端末購入、旧芦原幼稚園舎の改修、小学校及び中学校屋上防水工事、高等学校施設整備事業、地区集会所の耐震補強工事に係る設計業務、こども科学館の外壁等修復工事に係る設計業務、北コミュニティセンターＬＥＤ照明取替工事、学校の夜間照明設備改修工事、第一共同調理場の高圧受電設備更新工事に伴うものです。

また、この日の経済文教委員会で６件の報告を行いました。附属機関の会議の開催について、和歌山市行政機構図について、若竹学級運営委託に係る公募の結果について、第三次和歌山市子供読書活動推進計画（案）の市民意見募集（パブリックコメント）結果について、和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（案）について、和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についての報告です。

審議の結果、全ての議案は可決されました。以上が、市議会２月定例会の概要となります。

阿形教育長

ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問等ございませんか。

可決されました予算については、適正に執行してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議案第51号 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

阿形教育長

それでは、これより議事に入ります。議案第51号「和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の説明をお願いします。

宗教育政策課長

議案第51号「和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」ご説明します。

配布資料の1ページをご覧ください。改正の趣旨は、全庁的な取組として進めている行政のデジタル化の一環として、電子決裁機能を有する「文書管理システム」の導入から1年が経過し、運用状況を踏まえて確認したところ、実際の事務処理の方法と規程の内容との間に、一部、調整を行う点があることから、所要の改正を行うものです。なお、本改正につきましては、市長部局においても同様の改正が行われる予定です。

次に、改正箇所につきまして、新旧対照表により説明いたします。資料の2から3ページをご覧ください。第35条第4項中「発信番号」とある部分を「発送番号」に改め、「当該」を削る字句整理を行い、同条の第6項の本文中、「その」を「当該」に改め、ただし書きに、收受番号をもって発送文書の番号とする定め例外として、「文書管理システムにおいて関連文書として登録し、別に番号を取得したとき」をあらたに加えます。次に、第46条第1項第4号及び第7号について、紙文書の編集において、表紙に記載する旨の規定を削っております。最後に、第47条第2項について、「第1項」を「前項」に改める字句の整理を行うものです。なお、この一部改正の施行期日は、令和8年4月1日としております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。何かご質問や御意見はございませんか。特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第51号について採決を行います。原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第52号 和歌山市社会教育委員の委嘱について

阿形教育長

次に、議案第52号「和歌山市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

末吉生涯学習課長

議案第52号「和歌山市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

席上配布しております和歌山市社会教育委員（案）をご覧ください。令和8年3月31日で現在の委員が任期満了となります。それに伴い、和歌山市公民館連絡協議会 岩橋 延直 様、和歌山青年会議所 曾根 英貴 様、和歌山市婦人団体連絡協議会 宗 真紀子 様、和歌山市人権委員会 柳瀬 芳昭 様、和歌山市子ども会連絡会 山本 美保 様、和歌山市小学校PTA連合会 中谷 章 様、和歌山市中学校PTA連合会 和田 考史 様、学識経験者 上野山 裕士 様、学識経験者 佐藤 祐介 様、学識経験者 藤村 利行 様、以上10名を、社会教育法第15条並びに和歌山市社会教育委員条例第2条及び第3条に基づき、和歌山市社会教育委員として委嘱致したく存じます。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。なお、曾根様及び佐藤様につきましては、前任の委員から変更となります。また、和歌山市中学校長会、和歌山市小学校長会推薦の委員につきましては、4月1日に教職員の人事が確定した後の推薦となるため、4月定例教育委員会にてご審議していただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。

和歌山市社会教育委員の委嘱ということで、現在の任期が令和8年3月31日までですので、新たな2年間の任期ということの提案ですが、何かご質問等はございませんか。校長会の方は4月に付議させていただくことになります。特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第52号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第53号 和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（案）について 阿形教育長

続きまして、議案第53号「和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（案）について」の説明をお願いします。

戸田学校支援課副課長

議案第53号「和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（案）について」ご説明いたします。

令和7年3月に策定しました、和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（骨子案）をもとに、令和7年度に学校部活動の地域連携・地域移行にかかる推進協議会を4回実施し、その中でいただいた意見や学校部活動の種目別検討委員会での意見、国の動向等を鑑みて方針（案）を作成しました。

資料の1ページをお開きください。はじめに、本市においても学校部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や、異年齢での交流、豊かな人間関係の構築、体力や技術の向上等の大きな役割を果たしてきたという学校部活動への見解を示し、反面、少子化による生徒が自分のやってみたいことへの選択肢が少なくなり学校単独での部活動維持が困難になってきているという現状を示しています。これらの現状から、様々な団体と協力していきながら、学校部活動の地域展開を休日から段階的に実施していく旨の内容を示しています。

2ページ・3ページをお開きください。Ⅰでは、学校部活動改革についての国及び県のガイドラインと概要を示しています。2ページ中ほどには、地域クラブ活動の在り方として「新たな価値」を創出することが重要であると示されています。また、今後の改革の方向性としては、休日について、改革実行期間の令和8年から10年度の間に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとされています。のちの方針内容では、和歌山市でも、まずは休日に焦点をあて、実行していきたいと考えます。

4ページをお開きください。Ⅱで、和歌山市の中学校部活動を取り巻く現状を示しています。過去5年間の傾向では、生徒数は減少傾向にありますが、部活動加入率については大きな変動は見られません。野球や、サッカーなどの団体競技では、部員数が足らずに、複数校で合同チームを結成せざるを得ないケースが増加傾向にあります。

5ページをお開きください。Ⅲでは、和歌山市における今後の目指す姿と取組の方向性を示しています。2の学校部活動の地域展開等のイメージモデルについては、昨年度お示した骨子案に引き続き、部活動支援モデルと地域クラブモデルの2本柱で、地域展開を実施していきたいと考えております。

6ページをお開きください。①の部活動支援モデルについては、骨子案に引き続き、学校の立地条件や各競技種目の特性に応じた地域展開を進めていきます。②の地域クラブモデルでは、令和11年度からの休日の部活動廃止を目指し、段階的に実施していく予定です。例として和歌山市を4つのエリアに分けた場合を想定して例示しています。エリアごとに1つのコーディネーターとなる認定地域クラブを配置し、指導者募集や学校施設を利用して様々な競技を実施していくことを目指します。

7ページをお開きください。③には学校部活動の地域展開等についての情報発信について記載しています。ホームページ等を通じて周知することや昨年度から導入している保護者に一斉に周知できる保護者連絡ツール等を活用し、広く周知に努めていきたいと考えています。④では学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会等での随時協議を行うことを明記しています。4には今後のスケジュールを掲載しています。令和11年度より休日の学校部活動の廃止を目指し、部活動支援モデルと地域クラブモデルの2本柱で、計画的に進めてまいります。

8ページをお開きください。5では文部科学省のガイドラインに示されている、地域クラブ活動の認定制度について掲載しています。①認定の仕組みについては、国が示す認定要件等に基づき、市長村等が認定、及び地域クラブ側からの申請を受け、市町村等で審査の上、認定という形になります。②では認定要件を掲載しています。文部科学省のガイドラインでは①から⑦までですが、和歌山市の独自として⑧総合型地域スポーツクラブに登録済みまたはスポーツ

少年団に加盟していることを認定要件として加えます。③では公的支援の在り方や現在、学校部活動で顧問として指導している教員が指導者として兼職兼業承認を受けることで従事することができることを明記しています。

9ページをお開きください。Ⅳ和歌山市教育委員会等の役割につきましても、昨年度の骨子案でお示したところと変わりはありません。Ⅴでは、方針の見直しについて記載しています。本方針に沿って和歌山市学校部活動の地域展開を進めていきますが、より良い取組をしていくため、取組状況や課題等を踏まえて、更新していければと考えています。説明は以上です。よろしくお願いします。

阿形教育長

ありがとうございました。何かご質問等はございませんか。

少し目をとおしていただいて、もし何かご質問等ございましたらお願いします。

国でも示されています、令和8年度から10年度までの3年で、改革実行まで行うということで。まず和歌山市では、休日の活動から地域展開していくという方針です。11年度以降、それをさらに平日に向けて取り組んでいくということで、市内を4つぐらいのブロックに分けて、認定地域クラブをお願いしていこうかという考えです。なかなかこれも待ったなしでやっていかなくてはいけないことなのではございますけれども。まだ地域認定クラブも市内にどれくらいあるのかなど。最近、少し発足といたしますか、いくつか設立されて、この間、私もその1つに行ってきました。地域での受け皿というの、少しずつ整いつつあるのかなとは思っておりますけれども、まだまだ潤沢というわけではないと思います。ですので、どうしても学校の先生方の兼業を行うとか、また学校施設を活用することなどについては今後の課題になりますし、当然、保護者負担の問題や、様々なこれからまだまだ議論は必要だと思いますけれども。まずは、昨年度骨子案を示しましたので、方針ということで示させていただいております。毎年いろんな状況に応じて見直しをかけていかないといけない内容となっております。何かございませんか。

藤本委員

戸田副課長がやられていた、バレーボールであれば、ルールは違う、あるいはネットの高さが違うということではございますけれども。私がやっていた野球では、リトルリーグでもボーイズリーグでも絶対硬式なのです。中学校の野球部は皆軟式野球なので、その受け皿というのが、本当にキングタイガースなど本当にもう硬式のところしかない。平日、18校の中学校で練習したとしても、軟式でやらなくては中学校のグラウンドでは危ないから、平日は軟式でやって、硬式は土日になってしまうという形になるので。やはり、その移行しやすい陸上や剣道や柔道など、本当に前々から地域に根ざしてやっているところと、異質なところはかなりあるので。この間、新宮市で聞かせていただいたときでも、県の教育委員会でも、地域性が違うのであるという答えしか出ないので。だから、一番大きい和歌山市が率先しなくてはいけないのではないかなという思いがあるのですけれども、競技によって少し違いはあるなと思うので、そのあたりは少し難しいなと思っております。以上です。

阿形教育長

ご感想と言いますか、当然、事務局の懸念している内容だと思うのですが。他に何かないでしょうか。

石元委員

すみません。2月に市町村協議会の研修で東京に行かせていただいた時に、学校部活動の地域展開のグループに入ってお話を聞いたのですが、柏市が休日の部活動をもうほぼ100%地域クラブに移行を完了したところと聞いて、特に今のところ大きな問題がないということで、柏市にはサッカーチームの柏レイソルなどがあるので、もしかしたらそのクラブが充実してたくさんあるから上手く進んだのもあるのかもしれませんが。登録の指導者も、学校の先生が6割ぐらい、あとの残りがその地域の方など、そのクラブの方が登録してくれていると言われていて、あと何か協議会があって、その協議会で保険の登録やその子供の登録などをとりまとめてやってくれているので、事務作業の面倒さもないと聞いています。あと、いつも学校でやってくれているクラブ活動が場所が少し遠くなるので、保護者の送迎が上手くいかなかったり、誰が配車するなど、そういうところで少し大変なところもあるみたいですが、今のところ上手くいっているというところもあるみたいです。

阿形教育長

ありがとうございます。東京の研修で聞いてきていただいたことをご報告いただきました。柏市、千葉県ですが、中核市で人口が多い都市だと思います。和歌山市より人口の多い都市ですが、そういった形で今進めて、課題はあるのかもわかりませんが、順調に進めているところもあるという話です。先日、豊中市に行ってきたんですね。もし豊中市のことで何かお話できることがあれば、このようなことでしたなど、何でも結構ですので、情報として提供していただけるものはありませんか。

宮本学校支援課専門教育監

豊中市は、総合型地域スポーツクラブが運営主体ではなく、各スポーツ団体がそれぞれ運営主体として設立しており、それを豊中市教育委員会が一括して管理していくという形でした。和歌山市とは形が違っていて、地域スポーツごとにどんどんあがる、和歌山市では各スポーツ団体ではなくて、運営主体を1個に決めてそこに登録してもらうという形が、和歌山市の実情に合っているのかなと思います。

阿形教育長

わかりました。ありがとうございます。

奥山教育局長

先ほど藤本委員がおっしゃっていただいたみたいに、種目によって、運動部もしかりですし、文化部もやはり、合唱や吹奏楽では休日と平日で違う指導者であるとても話にならないということなど、その種目によってかなり事情が違ってくると思っております。昨年度は、野球を主に実証実験をしまして、今年度バドミントンの実証実験をしました。バドミントンは、今のところ、各学校にバドミントン部というのがあまりないので、逆にその地域クラブでそういう種目を扱ったところに、すごく参加者の人が多くて、こういう制度を作ってくれたらありがたいというところで、今回また令和8年度には、平日にも少し実証実験を行うということで

少し予算を拡充して取り組む予定になっております。その辺りは全くその学校のクラブ活動にない種目も楽しめるようにするというので、地域クラブ主導で行うというのであれば、その学校の部活動が母体になっていて、先生の兼業兼職で、休日もそれが母体になって行うということなど、種目によってかなり事情が違ってくると思っていまして、そこについては地域クラブ、エリアごとに地域クラブは作るのですけれども、その競技ごとについて在り方が何が一番、学校の部活動をベースにするのが良いのか、地域クラブをベースにするほうが良いのかということは、事情が違ってくるかと思います。そこは、他都市の事例や本市の状況など、そういうことも、あと競技団体の方々とその協議会を通じて、いろいろと話し合いながら、和歌山市で一番自然な形で溶け込めていけるような、展開していけるような形を今後模索していけたらと思っております。今のところ計画の中では、最終的に令和11年度には、土日をすべてこの地域展開でやっていくところを最終目標でやろうと考えております。ですので、今後とも大変ですが、是非知恵を拝借しながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

阿形教育長

ありがとうございます。いずれにしましても、まだまだこれから、8ページにも出ていましたけれど、地域クラブの認定もしていけないといけませんし、和歌山市として、これ国が7つ示していますけれども、8番目として、総合型地域スポーツクラブに登録しているかなど、またスポーツ少年団に関連しているかなど、新たな条件をつけながら、地域クラブの認定をしていきたいと思えます。いずれにしましても、和歌山市で進めていかななくてはならないことですので、これから逐一情報が変わり次第またご報告差し上げたいと思えます。他にございませんか。

それでは、ただいまの議案第53号について採決を行いたいと思えます。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第54号 和歌山市教育委員会公印規則等の一部改正について

阿形教育長

続きまして、議案第54号「和歌山市教育委員会公印規則等の一部改正について」の説明をお願いします。

田中給食管理課長

議案第54号「和歌山市教育委員会公印規則等の一部改正について」ご説明いたします。

議案第54号の資料1ページをお願いします。

1 改正の趣旨につきましては、令和8年4月から和歌山市立中学校給食センターが設置されるに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要についてです。

まず、（１）和歌山市教育委員会公印規則については、「中学校給食センター長印」の公印を新たに調製するにあたり、名称、用途等及びひな型を加えます。

次に、（２）和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則については、別表「学校給食第二共同調理場」の次に「及び中学校給食センター」を加え、勤務時間の割振りに、午前５時３０分から午後２時１５分までの勤務時間を加えます。

次に、（３）和歌山市教育機関組織規則については、教育機関組織に中学校給食センターを加え、また、事務分掌に中学校給食センターを加え、事務として運営委員会に関することを加えます。

次に、（４）和歌山市教育委員会事務決裁規則については、字句の整理及び副課長の定義に「中学校給食センター長」を加え、専決事項の課長とみなす規定の適用について、組織名に「中学校給食センター」を加えます。また、事務処理の方法と規程の内容との間に、一部、調整を行う必要があることから、合議における代決について、明文化します。最後に、別表第１共通決裁事項、その他の事項の表の給食賄材料の購入に「市立中学校給食センター」を加えます。

次に、（５）和歌山市教育委員会教育施設管理規則について、和歌山市立中学校給食センターの教育施設管理者として中学校給食センター長の職にある者を加えます。

３ 施行期日については、令和８年４月１日としています。

資料２ページから８ページまでは新旧対照表を添付しています。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございました。中学校の給食センターが設置されますの、それに伴う改正になっております。何かご質問等はございませんか。特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第５４号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第５５号 和歌山市中学校給食センター条例施行規則の制定について

阿形教育長

続きまして、議案第５５号「和歌山市中学校給食センター条例施行規則の制定について」の説明をお願いします。

田中給食管理課長

議案第５５号「和歌山市中学校給食センター条例施行規則の制定について」ご説明いたします。

議案第55号の資料2ページをお願いします。本規則につきましては、令和8年度からの市立中学校の全員給食開始にあたり、令和7年9月議会において制定されました和歌山市立中学校給食センター条例について、本条例の施行に関し必要な事項を定めるため、和歌山市立中学校給食センター条例施行規則を制定します。第1条の趣旨については、和歌山市立中学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めるものとするとしています。第2条の対象校については、表にあります和歌山市立中学校16校を対象校としています。第3条の雑則は、この規則に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定めるとしています。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

阿形教育長

ありがとうございました。何かご質問とかございませんか。

特にないようですので、それでは、ただいまの議案第55号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

7 その他

宗教育政策課長

今回の教育委員会の日程について報告いたします。4月の教育委員会定例会は、令和8年4月9日（木）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

今回は、4月9日（木）午後1時30分です。よろしくお願いします。

他に何かございませんか。ないようですので秘密会に入ります。

8 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第56号 人事案件について

『非公開』